

第2次

山辺町食育・地産地消推進計画

《健やかに 生きる喜び 食事から！》

《作っべ！食うべ！

やまのべの美味しいもの》

令和6年3月

山辺町

目 次

1. 第2次山辺町食育・地産地消推進計画策定にあたって	・・・	1
(1) 計画策定の趣旨	・・・	1
(2) 計画の位置づけ	・・・	2
(3) 計画の期間	・・・	2
2. これまでの主な取組み		
(1) 安全・安心な農林水産物の生産・流通・消費の推進	・・・	4
(2) 豊かな食生活の実現と健康づくりの推進	・・・	4
(3) 連携による情報提供と交流促進による地域活性化の推進	・・・	4
3. 町民アンケート調査と社会情勢から見る現状と課題	・・・	5
(1) 食育について	・・・	6
(2) 地産地消について	・・・	11
4. 食育・地産地消推進の方針と具体的な取組み	・・・	14
(1) 安全・安心な農林水産物の生産・流通・消費の推進	・・・	14
(2) 豊かな食生活の実現と健康づくりの推進	・・・	16
(3) 連携による情報提供と交流促進による地域活性化の推進	・・・	17
5. 食育・地産地消の推進体制	・・・	18
(1) 食育・地産地消の推進について	・・・	18
(2) 計画の推進体制について	・・・	18
6. 資料	・・・	19
(1) 食育・地産地消に関する町民アンケート調査	・・・	19
(2) 山辺町食育・地産地消推進協議会設置要綱	・・・	23
(3) 計画策定体制	・・・	25



山辺町観光協会公式キャラクター

すだまりんちゃん

1. 第2次山辺町食育・地産地消推進計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

「食」は、私たちが健康で豊かな生活を営むうえで、欠かすことができない命の根源であり、生きる力に直接つながる基本的で大切なものです。また、「食」には健全さや美味しさ、安全・安心等多様な価値観が含まれており、それらを知り、選択する力となる「食育」という学びが広がっています。

しかしながら、近年、私たちの「食」をめぐる環境は、大きな転換点に差し掛かっております。以前から指摘されている「食」に対する意識の希薄化や食文化の継承機会の減少、食料自給率の低下等の課題に加え、令和2年から流行が始まった新型コロナウイルス感染症による未曾有の危機により、「食」に関わる生活行動が大きく制限されたことで、「食」に関する価値観の変容や多様性を尊重するライフスタイルへの適応が求められています。

このような情勢の中、国は平成17年6月に制定した「食育基本法」により、食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めており、令和3年3月には「第4次食育推進基本法」を制定する等、食育に関する基本的な方針を示しています。

一方、山形県では、平成18年12月に「山形県食育推進計画」を策定する等、課題解決に向けた取組みを進めています。現在は、令和3年3月に「第3次山形県食育・地産地消推進計画」を策定し、同計画の目標である「やまがたの豊かな食でつくる『心』も『体』も健康で持続可能ないきいき社会の実現」を目指し、4つの施策の柱に基づいた施策を講じています。

また、山辺町においても、平成20年12月に「山辺町食育推進計画」、平成26年3月には「山辺町食育推進計画」及び「山辺町農林水産物利用促進計画」を各々策定し、食育と地産地消の推進に取り組んできました。その後、平成31年3月にこれらの計画を統合した「山辺町食育・地産地消推進計画」を策定し、「健やかに 生きる喜び 食事から!」・「作っべ! 食うべ! やまのべの美味しいもの」という2つのスローガンと3つの基本方針を柱として、関連する事業を展開してきました。

今回策定する「第2次山辺町食育・地産地消推進計画」では、これまでの計画の趣旨を引き継ぎ、町民一人ひとりが望ましい食生活を送り、生涯にわたる健康な心と身体づくりが図られることや、地産地消を通じて地域の食に関する理解の醸成や「旬」と「彩」にあふれた町内農林水産物全般の活性化を目指すものとします。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、山辺町における食育及び地産地消の推進を計画的に図るための基本方針となるものであり、次の法令等に規定する計画として位置づけます。

- ① 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条に規定する市町村食育推進計画
- ② 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（6次産業化法：平成22年法律第67号）第41条に規定する地域の農林水産物の利用の促進についての計画

また、本計画は山辺町の将来像を実現するため「第5次山辺町総合計画」を上位計画とし、食育・地産地消を効果的に推進するための計画として策定します。

（計画の位置づけの詳細については、次ページのフロー図を参照）

(3) 計画の期間

この計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に状況の変化などが生じた場合は、必要に応じて所要の見直しを行うこととします。

「食育」

食育とは、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てることです。

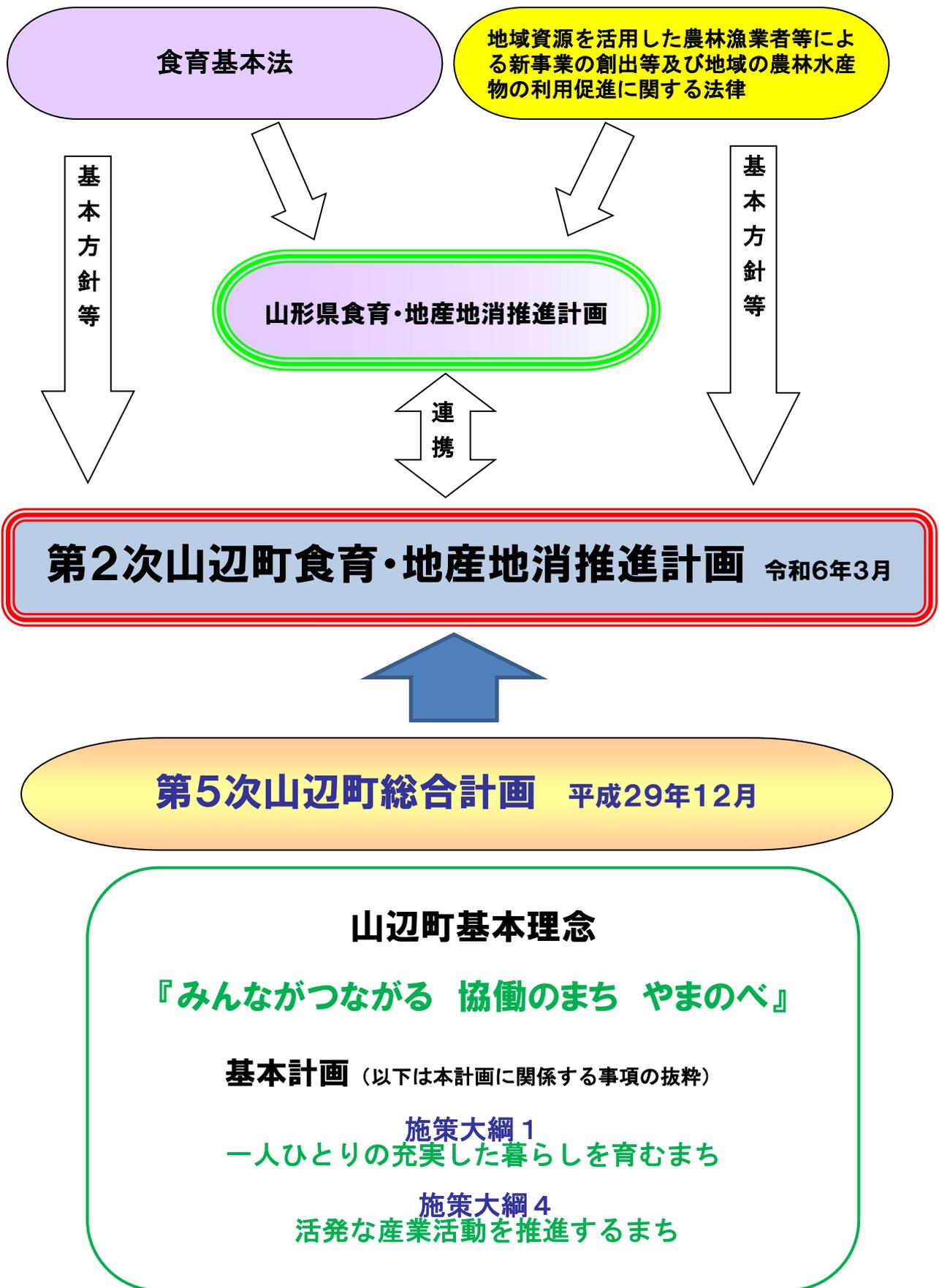
（農林水産省のホームページより抜粋）

「地産地消」

地産地消とは、国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取り組みです。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取り組みなどを通じて、6次産業化にもつながるものです。

（農林水産省のホームページより抜粋）

(参考) 計画の位置づけフロー図



2. これまでの主な取組み

(1) 安全・安心な農林水産物の生産・流通・消費の推進

- ・農林水産物生産者団体等の育成
- ・新規就農者の確保、育成
- ・地域特産作物（舞米豚等）の生産振興
- ・既存直売所の充実に向けた相談、支援
- ・JA 生産部会との連携による販路の充実
- ・良質な地元農林水産物のブランド化の促進
- ・飲食店等による地元農林水産物を活用したメニュー開発促進

(2) 豊かな食生活の実現と健康づくりの推進

- ・地元食材を活用した新たな加工品開発と商品化の検討
- ・郷土（伝統）料理の継承と普及啓発
- ・米飯給食（地元産一等米）の推進
- ・学校給食等での地元食材の使用拡大
- ・学校給食等における地元食材のPR活動
- ・保育所、認定こども園での食育、地産地消活動への支援
- ・学校給食等を通じた地元産農林水産物利用啓発
- ・「早寝」「早起き」「朝ごはん」運動の推進
- ・正しい生活リズムの啓発促進
- ・給食だよりによる食育活動の普及啓発
- ・保育士、保育教諭、幼稚園教諭、栄養士等による食育活動の推進
- ・地区公民館や町内会等の主体的な食育活動の推進
- ・JA、団体等と連携した食育活動の推進
- ・食生活改善推進員による食育活動との連携
- ・食育の日「毎月19日」の啓発

(3) 連携による情報提供と交流促進による地域活性化の推進

- ・生産者や商工団体等による「農と食」に関するイベントの促進
- ・町民農園の拡充と充実
- ・子どもたちの農業、農村体験学習への支援
- ・保育所、認定こども園、学校給食等の給食だよりを活用した意識啓発

- ・食育、地産地消出前講座を通じた意識の向上
- ・広報、ホームページ、SNS 等を活用した情報提供の充実
- ・イベント等での地元農林水産物の紹介
- ・町民、事業者、関係団体等の連携促進
- ・観光協会、商工団体、地区公民館、社会教育関係団体との連携、支援
- ・地域食堂への地元産食材の提供
- ・山辺町観光協会公式キャラクター「すだまりんちゃん」による普及・啓発活動

3. 町民アンケート調査と社会情勢から見る現状と課題

町民アンケートの実施

食育推進計画・農林水産物利用促進計画の見直し及び食育・地産地消推進計画策定のため、令和5年12月に食育・地産地消に関する調査として、町内の小学2年生、小学5年生、中学2年生とその保護者及び町内保育所・認定こども園に通う年長児の保護者を対象にアンケート調査を実施し、568名より回答がありました。

これらの調査結果等から、前回の計画策定時の調査結果と比較し、食と地産地消に関する現状と課題をまとめました。

・回答者について

対 象	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 5 年度
小学生	264 名	237 名	160 名
中学生	123 名	93 名	83 名
保護者	444 名	331 名	325 名
合 計	831 名	661 名	568 名

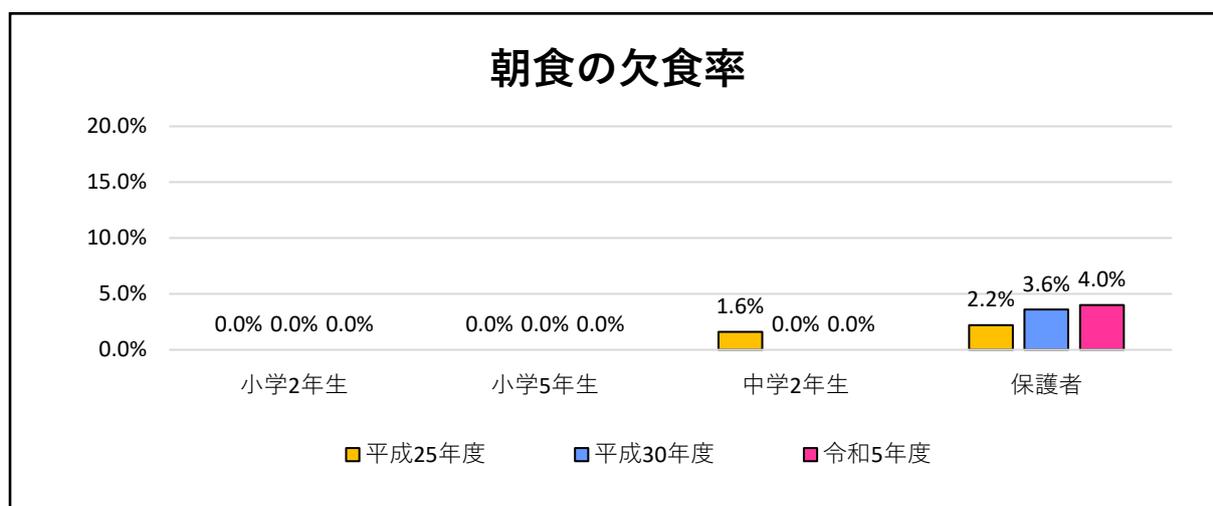
※各小中学校及び保育所、認定こども園を通して配布・回収

(1) 食育について

①朝食欠食率【回答者：小学生・中学生・保護者】

※このアンケートにおける欠食率とは、「朝食を食べない」と回答した者の割合をいいます。

	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	目標値	達成状況
小学 2 年生	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	達成
小学 5 年生	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	達成
中学 2 年生	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	達成
保護者	2.2%	3.6%	4.0%	0.0%	未達成



【現状】

『早寝・早起き・朝ごはん』推進運動等、規則正しい食生活の啓発に取り組んできたことで、前回調査時から継続して小学 2 年生、小学 5 年生、中学 2 年生の全ての学年で「朝食欠食率」は 0.0% となり、目標達成を維持しています。

このことから、朝食をしっかり食べるという習慣が児童生徒に確立されてきているといえます。

一方で、保護者の「朝食欠食率」はやや増加傾向にあります。朝食を食べない理由としては「時間がないから」「食欲がないから」という回答が多くみられました。

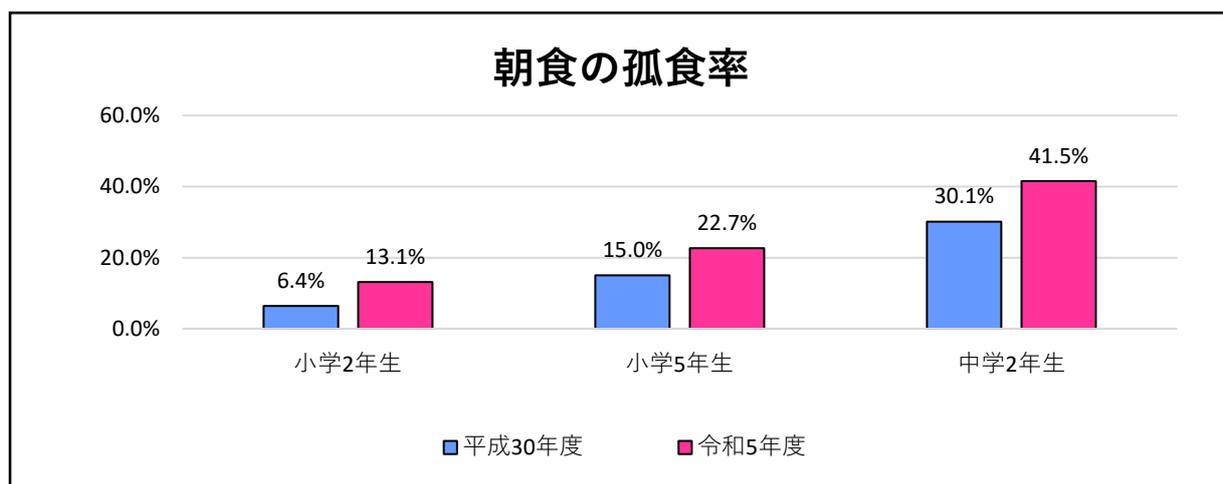
【課題】

ライフスタイルの多様化による食生活の乱れは、子どもたちにも影響を与え、肥満等の生活習慣病の増加にもつながります。幼少期に生活リズムを整え、生活習慣を確立することは、健全な心身と豊かな人間性を育む基礎となるため、今後も日常生活の基盤である家庭や保育所、認定こども園、学校等と連携し『早寝・早起き・朝ごはん』推進運動等、規則正しい食生活の啓発への取り組みを行い、朝食の大切さを意識づけていく必要があります。

② 児童生徒の孤食率【回答者：小学生・中学生】

※このアンケートにおける孤食率とは、「一人で食べる」と回答した者の割合をいいます。

	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	目標値	達成状況
小学 2 年生	18.4%	6.4%	13.1%	5.0%	未達成
小学 5 年生		15.0%	22.7%	10.0%	未達成
中学 2 年生	38.3%	30.1%	41.5%	20.0%	未達成



【現状】

小学 2 年生、小学 5 年生、中学 2 年生の全ての学年で「一人で食べる」と回答した児童生徒の割合は、平成 30 年度の値を大きく上回っています。とくに、中学 2 年生では前回の調査時より 11.4%も増加しています。また、学年が上がるにつれて孤食率は増加する傾向であることもわかります。

【課題】

共食^{注1}は、食や生活に関する基礎を伝え、習得するだけでなく、食を通してコミュニケーションを図り、食の楽しさを実感する場であり、食育の原点です。朝食だけでなく一日を通して、家族や仲間と食事をする習慣を意識づけていき、孤食率が減少していくような食育を実践していく必要があります。

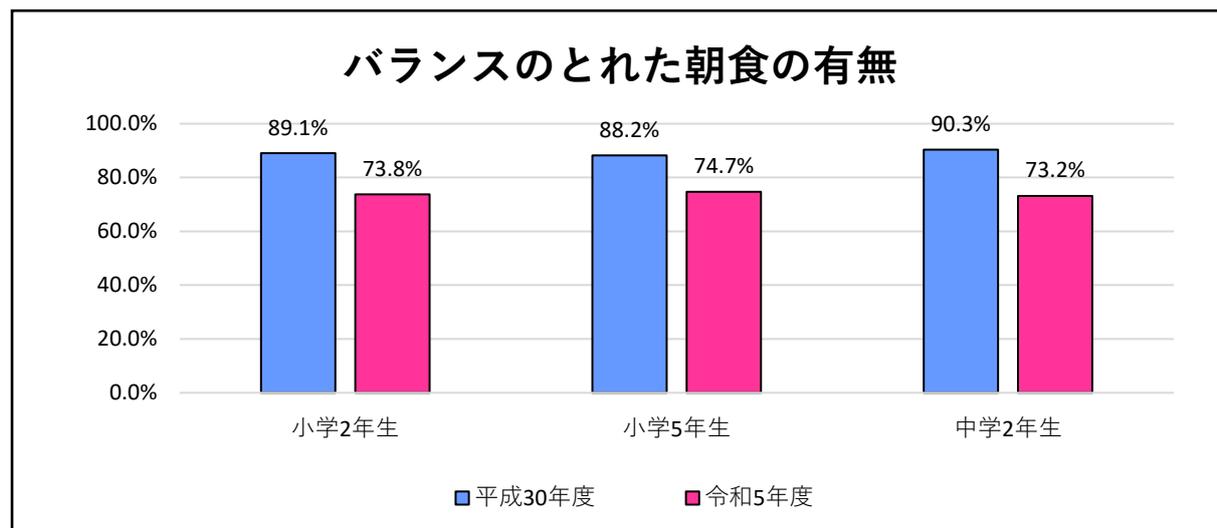
しかしながら、核家族や共働きが増えたことや、全国的にスポーツ少年団や塾、習い事等のために、夕食を一人で食べる子どもが増加していくことも考えられます。そのため、多様化した生活に配慮しながら共食を推進していく必要があります。

注1 共食：誰かと一緒に食事をする事。「誰か」には家族全員、家族の一部、友人、親戚等が含まれる。

③ バランスのとれた朝食の有無【回答者：小学生・中学生】

※このアンケートにおけるバランスのとれた朝食とは、「ごはん（又はパン）とおかず」のことをいいます。

	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	目標値	達成状況
小学 2 年生	68.3%	89.1%	73.8%	93%以上	未達成
小学 5 年生		88.2%	74.7%	93%以上	未達成
中学 2 年生	67.0%	90.3%	73.2%	93%以上	未達成



【現状】

「バランスのとれた朝食を食べている」と回答した人の割合は、前回の調査時と比較すると、小学2年生で15.3%減、小学5年生で13.5%減、中学2年生で17.1%減と、全ての学年で10%以上減少しています。

また、偏った朝食の内容としては「ごはん（又はパン）のみ」という回答が多くみられました。

【課題】

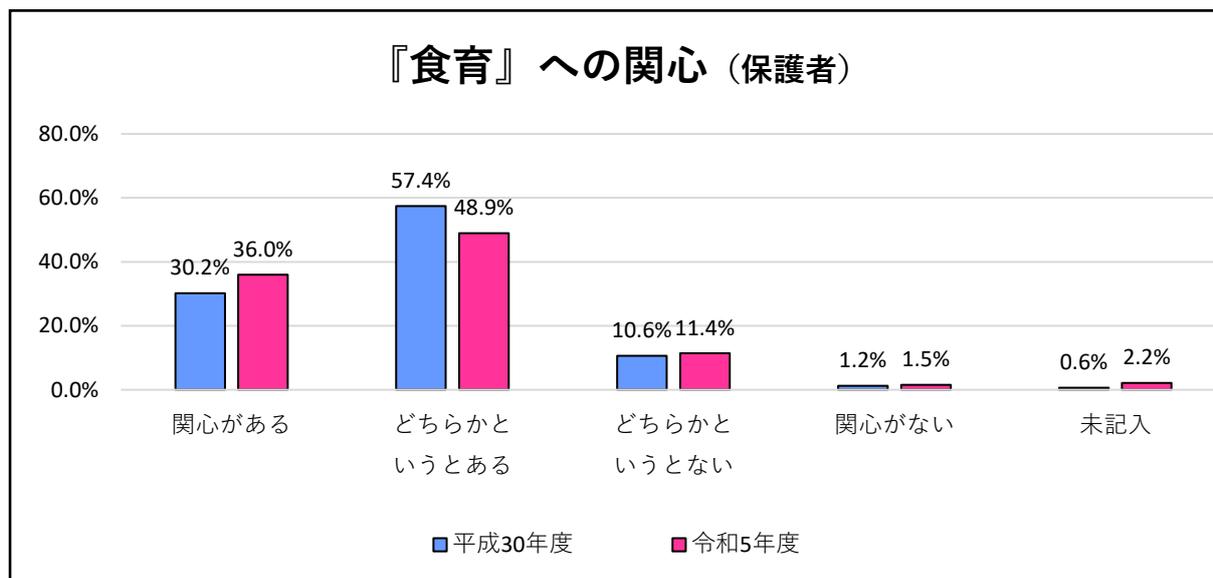
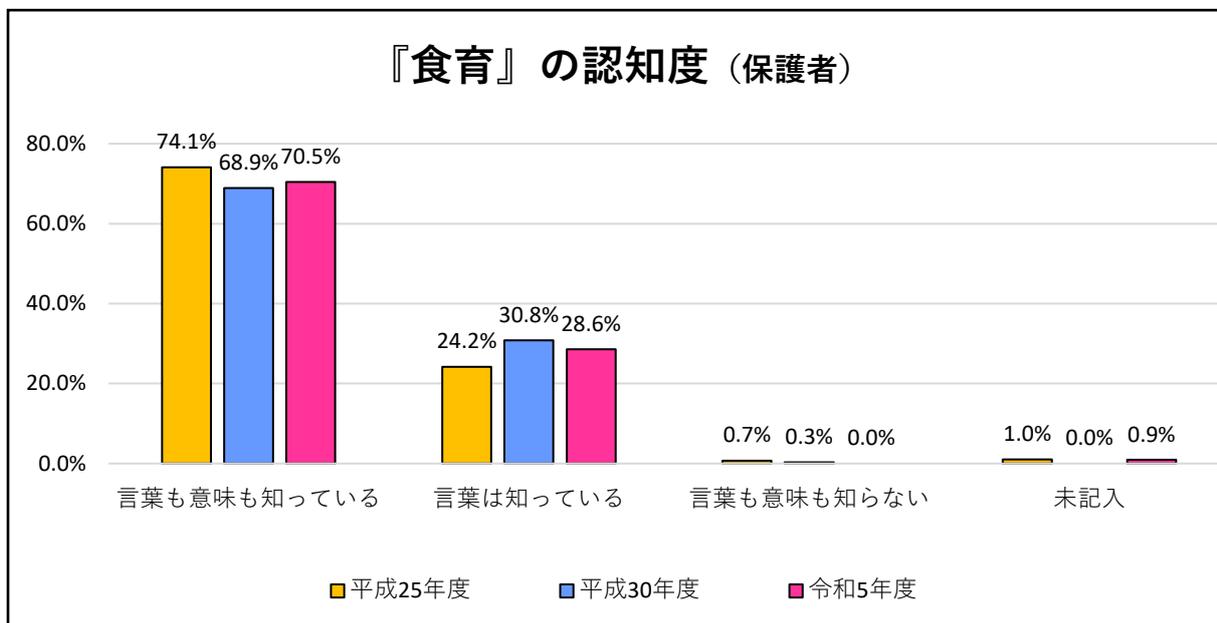
食の欧米化やライフスタイルの多様化による食事の乱れは、将来、生活習慣病を引き起こす要因となります。食品に含まれる様々な栄養素を理解し、日々の食事の中で賢く組み合わせて食べることが、将来的な生活習慣病予防につながることから、幼少期から規則正しい食習慣・バランスのとれた食事を身に付けられるような食育活動を実施していく必要があります。

また、中食^{注2}や外食も含め、多様化した生活に配慮しながら、一人ひとりが健康な食事を選択できるように、食事バランスの大切さを啓発していく必要があります。

注2 中食：家庭外で商業的に調理・加工されたものを購入して食べる形態の食事のこと。コンビニエンスストアやスーパー等でお弁当や惣菜等の購入、外店のデリバリーやテイクアウト等が含まれる。

④ 食育への理解と関心【回答者：保護者】

	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	目標値	達成状況
認知度	74.1%	68.9%	70.5%	75%以上	未達成



【現状】

目標値には達していないものの、食育の「言葉も意味も知っている」と回答した人の割合は70.5%と、前回の調査時よりも増加しています。

また、食育に「関心がある」「どちらかというところ関心がある」と回答した人の割合は合計で84.9%であり、全国（令和4年調査）の79.6%と、山形県（令和2年調査）の67.3%の水準を上回っています。

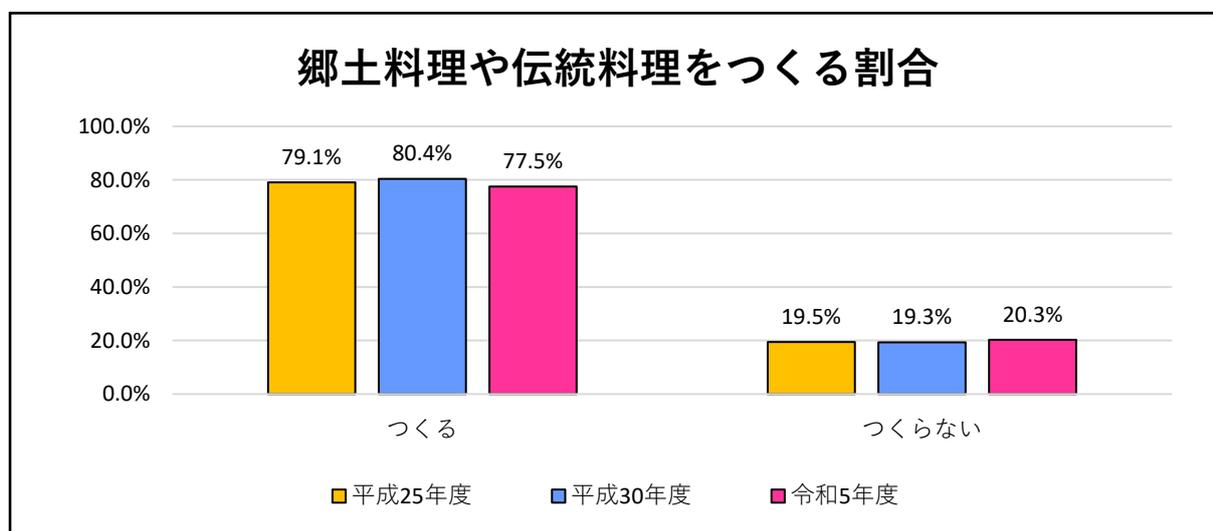
【課題】

食育をより推進していくためには一人ひとりが食育に関心を持つことが重要です。より多くの人に食育に対して関心を持ってもらうため、デジタルツールやインターネット等も活用して情報発信を行い、さらなる食育の普及啓発をしていく必要があります。

また、幼少期から食育にふれるために、家庭・学校・認定こども園・保育所・地域・行政等が連携し「食」に関心を持つ環境をつくり、積極的に食育活動を実践していく場をつくっていく必要があります。

⑤ 郷土料理や伝統料理をつくる割合【回答者：保護者】

	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	目標値	達成状況
つくる	79.1%	80.4%	77.5%	81%以上	未達成



【現状】

核家族や家族の多様化に伴い、家族という身近な人から人へと伝えていくという継承の場が失われつつある中、「郷土料理や伝統料理をつくる」と回答した人の割合は、前回の調査時よりも 2.9%減少しています。

【課題】

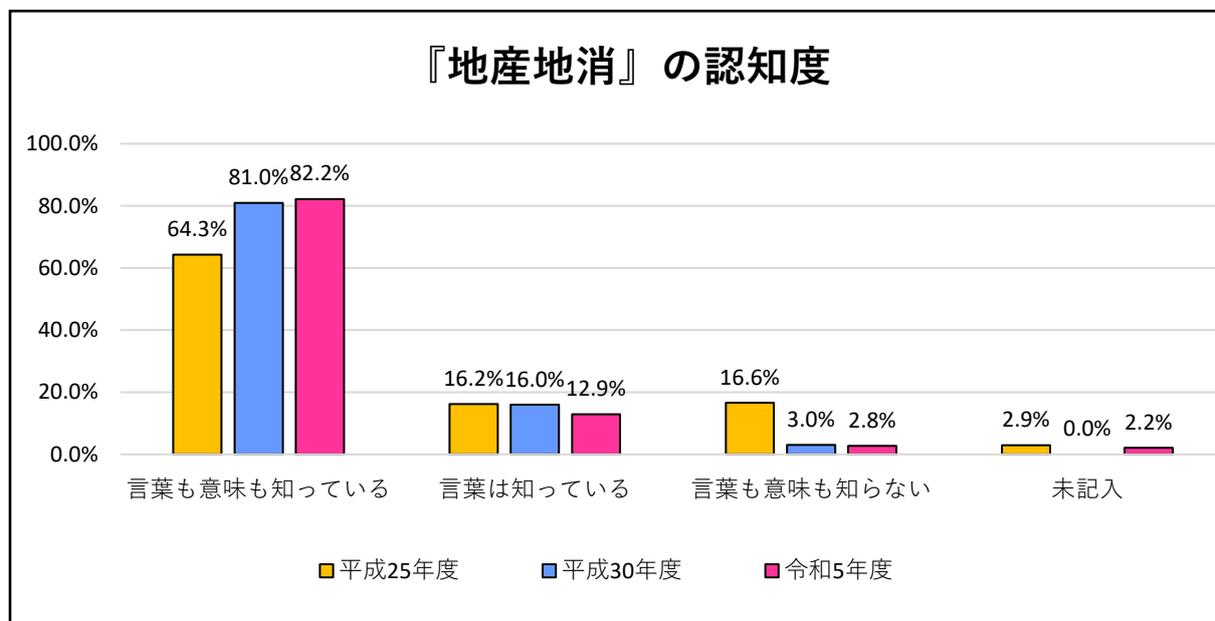
核家族化が進行していく中、給食等を通じて郷土料理や伝統料理、行事食等の食文化に触れる機会をつくり、子どもたちが地域の食文化やふるさとの味に親しみを持てるような食育活動を推進していく必要があります。

また、デジタルツールやインターネット等を活用して長年地域に伝えられてきた郷土料理や伝統料理、行事食等の魅力発信を推進していき、次世代に継承していく必要があります。

(2) 地産地消について

① 地産地消の認知度（言葉も意味も知っている）【回答者：保護者】

	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	目標値	達成状況
認知度	64.3%	80.1%	82.2%	80%以上	達成



【現状】

地産地消の「言葉も意味も知っている」と回答した人の割合は 82.2%と高く、前回調査時よりも増加しており、目標も達成しています。

また、今回のアンケート調査において、小学 5 年生と中学 2 年生にも同様の質問をしたところ、「言葉も意味も知っている」と回答した児童生徒の割合は 39.0%という結果になりました。

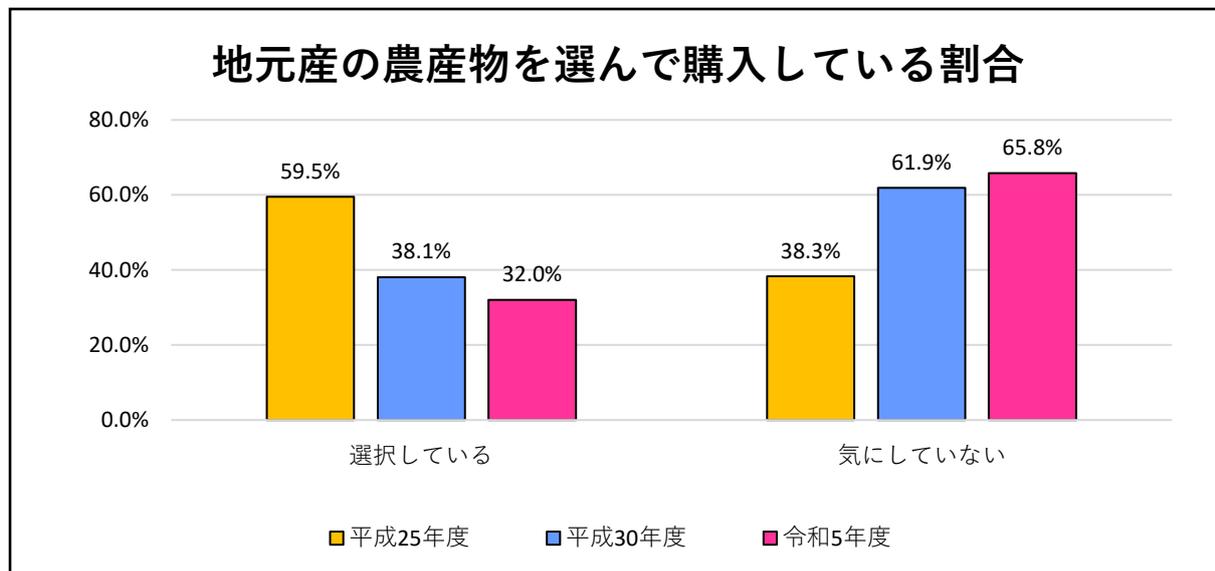
【課題】

近年、認定こども園や保育所、学校等で土に触れる農業体験や、生産者とのふれ合い学習を経験している子どもたちが増えています。幼少期から農業体験や生産者とのふれ合いの場を増やし、今後も地産地消を推進していく必要があります。

また、消費者の多種多様なニーズに対応するため、デジタル技術を活用した地産地消に関する情報発信をしていく必要があります。

② 地元産（山形県産含）の農産物を選んで購入している割合【回答者：保護者】

	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	目標値	達成状況
選択している	59.5%	38.1%	32.0%	50%以上	未達成



【現状】

山形県産を含む地元産の農産物を「選んで購入している」と回答した人の割合は32.0%であり、前回の調査時よりも6.1%減少しています。また、産地を「気にせずに購入している」と回答した人の割合は65.8%と高くなっています。

また、要因の一つとして、近年は野菜の価格高騰等がみられるため、産地よりも金額に目がいきやすく、より安いものを購入したいという傾向が強くなっているためだと考えられます。

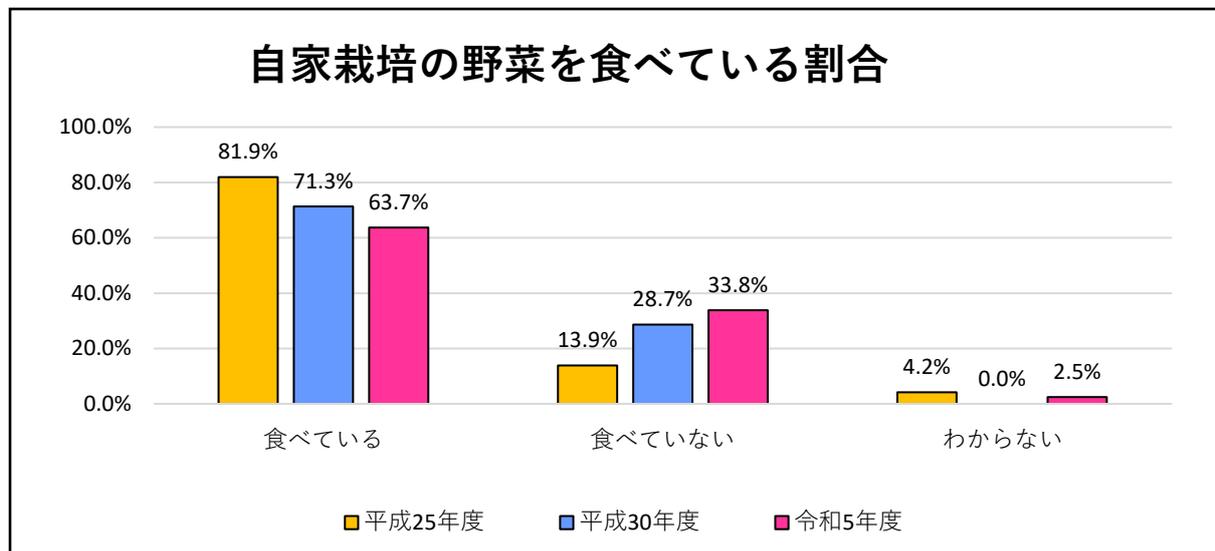
【課題】

幼少期から地元産の農産物を身近に感じ、おいしさに触れ合う機会を増やすため、給食や調理実習等での地元産の農産物の利用拡充を促進していく必要があります。

また、直売所を充実させ、地元産の農産物を購入できる機会を増やすとともに、デジタルツールやインターネット等を活用しながら、地元で生産されている農産物のおいしさや安全性等を消費者へアピールしていく必要があります。

③ 自分の家や家庭菜園でつくった野菜を食べている割合【回答者：保護者】

	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	目標値	達成状況
食べている	81.9%	71.3%	63.7%	70%以上	未達成



【現状】

「自家栽培の野菜を食べている」と回答した人の割合は 63.7%であり、前回の調査時より 7.6%減少しています。

減少要因の一つとして、核家族化や住居形態の多様化により、野菜の自家栽培が困難になったことや農業従事者の高齢化による離農等が考えられます。

【課題】

今後も認定こども園や保育所、学校等での農業体験の場を設けて、農作物を自分たちで育て、どのように成長するのか観察し収穫する楽しさや喜び、自分たちで育てた農作物のおいしさ等を伝えていく必要があります。

4. 食育・地産地消推進の方針と具体的な取組み

本町は、多様な自然条件を活かした農林水産物の産地を有するとともに、県都山形市と隣接する立地的優位条件を有している身近な消費地です。このような地域特性を最大限活かし、「旬」と「彩」にあふれる農林水産物の生産振興を図るとともに、生産者、流通業者及び消費者が連携を深め、地産地消推進運動を積極的に展開し、地域食料自給力を高め、健全な食生活の普及と地域の活性化をめざして、次のスローガンと3つの基本方針を定め、関連する施策を総合的かつ計画的に取組みます。

◇スローガン

『健やかに 生きる喜び 食事から！』

つく く んま
『作っべ！食うべ！やまのべの美味しいもの』

◇基本方針

1. 安全・安心な農林水産物の生産・流通・消費の推進
2. 豊かな食生活の実現と健康づくりの推進
3. 連携による情報提供と交流促進による地域活性化の推進

◇具体的な取組み

(1) 安全・安心な農林水産物の生産・流通・消費の推進

核家族化やライフスタイルの変化、農業担い手の減少等により、地元産の農林水産物を身近に感じられない状況にあると考えられます。生産体制・流通体制を強化し、地元産の農林水産物を手に取りやすい環境を整備していきます。併せて自家栽培の推進を図り、安全・安心な農林水産物の意識付けを促進します。

■数値目標

指標内容	現状値 令和5年度	目標値 令和10年度
●地元産（山形県産含）の農林水産物を選んで購入している割合	32.0%	40%以上
●家や家庭菜園でつくった野菜を食べている割合	63.7%	65%以上

取組み	概要	主な事業等
地元産農林水産物の生産体制の強化	消費者ニーズに対応した安全・安心な農林水産物の安定的な生産を行うため、JAの生産部会や生産団体、認定農業者等との連携強化や青年農業者の育成支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者等連絡協議会補助 青年農業者連絡協議会運営補助 農産物安心安全消費拡大PR事業補助
地元産農林水産物の活用	地域での消費拡大に向けて、地元産の農林水産物を活用した新たな食や味覚を創造したアイデア料理開発や加工品等の取組みを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 「舞米豚」利活用の促進 ふるさと応援寄附記念品美力アップ補助事業 地元食材を使った料理教室の開催
自家栽培農林水産物の拡充	安全・安心な農林水産物に対する意識向上のため、自らの家や家庭菜園等において農林水産物の栽培の取組みを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 町民農園の活用 町人材バンク制度の活用
地元産農林水産物の販路の充実と拡大	直売所の充実に向けた相談・支援体制を強化し町民が地元産農林水産物を購入しやすい環境づくりを推進します。 また、地元産農林水産物の販売意欲がある小売店や飲食店を増やし、販路の充実と拡大を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> やまのべ温泉市に対する相談、支援 ふるさと納税PR

(2) 豊かな食生活の実現と健康づくりの推進

「孤食」の明確な定義はなく、ここでは家族が不在の食卓で、一人で食事することを指します。

今後、ライフスタイルの多様化により、「孤食」のほかに「個食」・「固食」等がさらに増えることが考えられます。現在の食生活を見直し、改善していくために総合的な取組みを推進していきます。

■数値目標

指 標 内 容	現 状 値 令和 5 年度	目 標 値 令和 10 年度
●朝食の欠食率		
小学 2 年生	0.0%	0.0%
小学 5 年生	0.0%	0.0%
中学 2 年生	0.0%	0.0%
保 護 者	4.0%	0.0%
●孤食率		
小学 2 年生	13.1%	10.0%
小学 5 年生	22.7%	15.0%
中学 2 年生	41.5%	30.0%
●バランスのとれた朝食		
小学 2 年生	73.8%	80%以上
小学 5 年生	74.7%	80%以上
中学 2 年生	73.2%	80%以上
●郷土料理や伝統料理をつくる割合	77.5%	81%以上

取組み	概要	主な事業等
食育実践者の養成	食生活改善推進員等とも連携し、各種研修会や食育教室等において地域の食育を推進する人材を育成します。	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進員の養成及び人材育成のための栄養教室の実施 関係機関と連携した事業の実施
食育体験事業の開催	学校や認定こども園、保育所等で食に触れ合う場をつくり、食への興味・関心が深まるような取組みを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、保育所での食育体験事業の実施
早寝・早起き・朝ごはん運動の推進	学校等で「早寝・早起き・朝ごはん」を呼びかけ、正しい生活リズムと望ましい食生活の定着を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート調査の実施
各種料理教室の開催	親子の料理教室等を開催し、家庭での食事を見直す機会をつくります。また、食を通して親子の交流を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 親子料理教室の実施 児童生徒向け食育教室の開催
食文化の継承	給食において郷土料理や伝統料理を提供し、郷土料理や伝統料理に接する機会の拡充を図ります。また、次世代への地域の食文化やふるさとの味等の継承を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> イベント等での郷土料理、伝統料理のふるまい
学校給食における地産地消の推進	学校給食において、地元産の米や旬の地元食材を使用した献立づくりを推進します。また、町内の福祉施設や認定こども園、保育所についても地元産農林水産物の利用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 給食時の放送での地元食材の紹介 給食だよりによる地元食材のPR活動 地元食材活用支援

(3) 連携による情報提供と交流促進による地域活性化の推進

行政による取組みとともに、地域においては、学校・認定こども園・保育所・事業者・関係団体・ボランティア等の様々な立場の関係者と連携・協働のもと、食育・地産地消を推進していきます。

■数値目標

指標内容	現状値 令和5年度	目標値 令和10年度
●「食育」の認知度 (言葉も意味も知っている)	70.5%	75%以上
●「地産地消」の認知度 (言葉も意味も知っている)	82.2%	85%以上

取組み	概要	主な事業等
食育・地産地消に関する意識の啓発	食育・地産地消への理解向上を図るとともに、身近にある豊富な食材への関心を高めるため、食育に関する取組みを推奨する日『19日(食育の日)』を広報し、食育・地産地消の啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい給食会や地産地消給食会の実施 地域ブランドを活用した学校給食補助
食育・地産地消に関する情報提供	広報やホームページ、SNS等を活用し、食育・地産地消に関する取組みの継続的な周知や情報提供を行い、地元産の農林水産物の認知度の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 食育・地産地消推進活動の情報提供の充実 イベント等での地元食材の紹介
農業体験の開催	学校や認定こども園、保育所を中心とした農業体験や食農教育を推進します。また、学童・児童農園での野菜栽培を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 山辺町農業体験学習事業補助 青年農業者による農業体験の指導

5. 食育・地産地消の推進体制

(1) 食育・地産地消の推進について

食育及び地産地消の推進にあたっては、関係する分野が多岐にわたることから、各家庭、関係団体、生産者、事業者、行政等がその意義を理解し、知識や情報を共有しながら取組みを進めていきます。

(2) 計画の推進体制について

山辺町内の食育や地産地消に携わる団体や学校、教育・保育事業所で構成する「山辺町食育・地産地消推進協議会」を設置し、山辺町食育・地産地消推進計画の策定や評価、見直し等を行い、計画目標の達成に向けて連携や協働に努めます。

6. 資料

(1) 食育・地産地消に関する町民アンケート調査

★ 小中学生の皆さんにお聞きします ★

とい がくねん せいべつ おし
問1 あなたの学年と性別を教えてください

がくねん 学年： (しょうがく ねんせい 小学2年生 ・ しょうがく ねんせい 小学5年生 ・ ちゅうがく ねんせい 中学2年生)
せいべつ 性別： (だんせい 男性 ・ じょせい 女性)

とい ちょうしょく た
問2 あなたは朝食を食べていますか

(まいにち た 毎日食べる ・ た ときどき食べる ・ た 食べない)

とい ちょうしょく まいにち た かいどう かた き
問3 朝食を「毎日食べる」・「ときどき食べる」と回答した方にお聞きします
ちょうしょく た
あなたは朝食にどんなものを食べていますか

(はんまた ご飯又はパンとおかず ・ はんまた ご飯又はパンのみ ・ おかずのみ
の もの くだもの の飲み物や果物のみ ・ えいようほじょしょくひん 栄養補助食品 ・ かし お菓子)

とい ちょうしょく まいにち た かいどう かた き
問4 朝食を「毎日食べる」・「ときどき食べる」と回答した方にお聞きします
だれ いっしょ ちょうしょく た
あなたは誰と一緒に朝食を食べていますか

(ひとり 一人で ・ かぞく いっしょ 家族と一緒に ・ た その他 ())

とい ちょうしょく た かいとう かた き
問5 朝食を「食べない」と回答した方にお聞きします
ちょうしょく た
朝食を食べないのはなぜですか

(しょくよく じかん ちょうしょく
食欲がない ・ 時間がない ・ 朝食ができていない
ふと た
太りたくない ・ その他 ())

とい しょうがく ねんせい ちゅうがく ねんせい かた き
問6 小学5年生・中学2年生の方にお聞きします
しょくいく ことば いみ し
あなたは『食育』という言葉と意味を知っていますか

(ことば いみ し ことば し ことば いみ し
言葉も意味も知っている ・ 言葉は知っている ・ 言葉も意味も知らない)

とい きゅうしょく やまのべまちさん しょくざい つか し
問7 あなたは給食に山辺町産の食材が使われていることを知っていますか

(し し
知っている ・ 知らない)

とい しょうがく ねんせい ちゅうがく ねんせい かた き
問8 小学5年生・中学2年生の方にお聞きします
ちさんちしょう ことば いみ し
あなたは『地産地消』という言葉と意味を知っていますか

(ことば いみ し ことば し ことば いみ し
言葉も意味も知っている ・ 言葉は知っている ・ 言葉も意味も知らない)

とい じたく にわ はたけ やさい た
問9 あなたは自宅の庭や畑でつくった野菜を食べていますか

(た た
食べている ・ 食べていない ・ わからない)

しつもん いじょう
質問は以上です

きょうりょく
ご協力ありがとうございました

★ 保護者の皆様にお聞きします ★

問1 あなたの年齢と性別を教えてください

年齢：（ 20代 ・ 30代 ・ 40代 ・ 50代 ・ 60代以上 ）

性別：（ 男性 ・ 女性 ）

問2 家族構成を教えてください

（ 核家族 ・ 3世代家族 ・ ひとり親家族 ）

問3 あなたは朝食を食べていますか

（ 毎日食べる ・ ときどき食べる ・ 食べない ）

問4 朝食を「毎日食べる」又は「ときどき食べる」と回答した方にお聞きします
あなたは朝食にどんなものを食べていますか

〔 ご飯又はパンとおかず ・ ご飯又はパンのみ ・ おかずのみ
飲み物や果物のみ ・ 栄養補助食品 ・ お菓子 〕

問5 朝食を「毎日食べる」又は「ときどき食べる」と回答した方にお聞きします
あなたは誰と一緒に朝食を食べていますか

（ 一人で ・ 家族と一緒に ・ その他（ ） ）

問6 朝食を「食べない」と回答した方にお聞きします
朝食を食べないのはなぜですか

〔 食欲がない ・ 時間がない ・ 朝食ができていない
太りたくない ・ その他（ ） 〕

問7 あなたは『食育』という言葉と意味を知っていますか

（ 言葉も意味も知っている ・ 言葉は知っている ・ 言葉も意味も知らない ）

問8 あなたは『食育』に関心がありますか

(関心がある ・ どちらかというに関心がある)
(どちらかというに関心がない ・ 関心がない)

問9 あなたはお子さんと一緒に料理をしていますか (簡単な手伝いを含む)

(いつもしている ・ ときどきしている ・ していない)

問10 あなたはお子さんと一緒に買い物に行き、食材を購入していますか

(いつもしている ・ ときどきしている ・ していない)

問11 あなたは食に関して、お子さんに何を伝えていきたいですか (複数回答可)

(食事のマナー ・ 規則正しい食習慣 ・ 基本的な調理技術
郷土料理やおふくろの味 ・ 旬の食べ物 ・ 家族団らん
栄養や食品の知識 ・ 安全な食品の選び方
その他 ())

問12 あなたは郷土料理や伝統料理をつくりますか

(よくつくる ・ ときどきつくる ・ つくらない)

問13 あなたは『地産地消』という言葉と意味を知っていますか

(言葉も意味も知っている ・ 言葉は知っている ・ 言葉も意味も知らない)

問14 あなたは山辺町産や山形県産の農産物を選んで購入していますか

(選んで購入している ・ 気にせずに購入している)

問15 あなたは自宅の庭や畑でつくった野菜を食べていますか

(食べている ・ 食べていない)

質問は以上です
ご協力ありがとうございました

(2) 山辺町食育・地産地消推進協議会設置要綱

令和5年9月4日
山辺町告示第101号

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号)第18条及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第41条の規定に基づき、山辺町食育・地産地消推進計画(以下「計画」という。)の策定及びその推進を目的として、山辺町食育・地産地消推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に基づく施策の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、食育及び地産地消の推進に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、別表に定める委員をもって組織し、町長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉課及び産業課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(委員の任期)

2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

【別表】

(敬称略)

山辺町食育・地産地消推進協議会委員

	所 属
1	山辺町農業委員会
2	山辺町食生活改善推進協議会
3	山辺町小・中学校校長会
4	山形県立山辺高等学校
5	やまのべ温泉市運営組合
6	山形農業協同組合
7	山辺町内の教育・保育事業者
8	山辺町商工会

(3) 計画策定体制

山辺町食育・地産地消推進協議会 委員

団体名	役職名	氏名	備考
山辺町農業委員会	会長	鈴木 正志	会長
山辺町食生活改善推進協議会	会長	新目 とよ	
山辺町小・中学校校長会	相模小学校 校長	豊田 久美子	
山形県立山辺高等学校	教諭	佐藤 吉	
やまのべ温泉市運営組合	組合長	小関 俊博	
山形農業協同組合	理事	佐藤 光之	
学校法人 仙英学園 認定こども園 ゆりかご幼稚園	園長	三吉 圭子	副会長
学校法人 後藤学園 認定こども園 やまべ幼稚園	事務職	前田 美恵子	
山辺町商工会	専務理事	奥山 春樹	